

I 実績評価の実施に当たって

1 金融庁における政策評価の取組み

金融庁においては、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること
 - ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
 - ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること
- を目指しています。

また、金融庁においては、政策評価に係る基本計画や実施計画などを策定の上、政策評価に鋭意取り組んでおり(参考資料1)、実績評価に関しては、これまで平成13年度(13年7月～14年6月)、14年度(14年7月～15年6月)及び15年度(15年7月～16年6月)を対象とする実績評価書を作成・公表しました。今回は、これに引き続き、16年度(16年7月～17年6月)を対象とする実績評価を実施し、本評価書を公表するものです。

なお、こうした金融庁の政策評価の取組み状況については、インターネット等により公表しています。(<http://www.fsa.go.jp/seisaku/seisaku.html>)

2 実績評価の実施に当たって(実績評価書の記載内容)

平成16事務年度における実績評価の実施に当たっては、これまでと同様、法律において示されている政策や業務の必要性(目標の実現が、国民や社会ニーズに照らしてどのような意義を持つのか)、有効性(業務の実施が政策の達成に寄与しているか、期待される効果が得られているか)、効率性(業務に投入した資源量が目標の実現にとって効率的であったか)の観点から評価を行うこととしました。

(注) 金融庁における「事務年度」とは7月から翌年6月までの期間です。

また、各政策の実績評価の記載に当たっては、政策の効果等について可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めつつ、以下の項目について説明を行いました。

なお、16事務年度の実施計画においては、金融庁の政策の目標について、金融庁設置法に規定されている3つの法定任務を基にして、基本目標、重点目標を導出して体系的な整理を行っています。

① 政策及び16年度重点施策等

16事務年度の実施計画に定めた「政策」、「16年度重点施策」及び「参考指標」を記載しました。

② 政策の目標

16事務年度の実施計画に定めた「法定任務」、「基本目標」及び「重点目標」を記載しました。

③ 政策の内容

目標を達成するために実施する内容のほか、政策の意義や必要性などについて説明しました。

④ 現状分析及び外部要因

経済社会情勢の分析や外部要因などについて、客観的な統計データを交えつつ説明しました。また、これまでの金融庁の取組みについても説明しました。

⑤ 事務運営についての報告及び評価

平成 16 事務年度において政策の達成に向けて行った業務（取組み）内容を説明しました。また、業務内容の説明とは別に、可能な限り取組みの成果（アウトカム）について分析し、評価するよう努めました。なお、説明や分析に当たっては可能な限り客観的なデータを用いました。

⑥ 今後の課題

当該政策についての今後の課題や取組み方針を説明しました。

⑦ 当該政策に係る端的な結論

本政策評価が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうか、また今後の取組み方針について端的な結論を記載しました。

更に、端的な結論の記述に当たっては、次頁の基本類型を参考にしつつ、各政策の状況を踏まえ必要に応じて補足説明を加えました。

なお、各政策に係る端的な結論の一覧は（参考資料 3）のとおりです。

⑧ 学識経験を有する者の知見の活用

各政策の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

なお、今後の政策評価に向けての意見についてはその旨を記載しました。

⑨ 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

【当該政策に係る端的な結論の基本類型】

16 事務年度で政策の主な施策が終了するもの	政策は達成された。
	政策は達成されなかった。

17 事務年度以降も政策が継続するもの	現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
		政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
	現時点で成果の発現が予定されないもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
		現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。

3 政策評価に関する有識者会議メンバーによる意見

有識者会議メンバーの方々（参考資料2）から、平成17年8月9日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、実績評価書の作成に際し参考とさせていただきます。

有識者会議のメンバーからのご意見のなかには、今後の評価のあり方と合わせ、金融行政のあり方に関わるご意見をいただいております。今後の評価や金融行政に活かされるよう努めてまいります。

また、各政策の実績評価に関しても多くのご意見をいただき、評価の参考とさせていただきます。

(参考資料 1) 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
13年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革に合わせて政策評価制度導入 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」策定 ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」制定（13年法律第86号） ・「政策評価に関する基本方針」制定（13年12月閣議決定） ・「行政機関が行う政策評価に関する法律」施行（13年法律第86号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金融庁における政策評価の実施要領」策定（13年3月28日） ・「平成13事務年度の政策評価の運営方針」策定（13年10月31日） ・「金融庁における政策評価に関する基本計画」策定（14年4月1日） ・「事後評価の実施計画」（計画期間14年4月～6月末）策定（14年4月1日）
3月		
6月		
10月		
12月		
14年4月		
14年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（15年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事後評価の実施計画」（計画期間14年7月～15年6月末）策定（14年8月6日） ・政策評価（平成13年度実績評価）の実施、評価結果の公表（14年12月26日） ・「平成13年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（15年4月17日）
12月		
15年4月		
6月		

	政府全体の動き	金融庁の動き
15年7月		・「平成15年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間15年7月～16年6月末)策定(15年7月1日)
8月		・政策評価(平成14年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(15年8月29日)
16年4月		・「平成14年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(16年4月23日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(16年6月国会報告)	
16年7月		・「平成16年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間16年7月～17年6月末)策定(16年7月7日)
8月		・政策評価(平成15年度実績評価等)の実施、評価結果の公表(16年8月31日)
17年4月		・「平成15年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表(17年4月27日)
6月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」(17年6月国会報告)	
17年7月		・「平成17年度金融庁政策評価実施計画」(計画期間17年7月～18年6月末)策定(17年7月26日)

(参考資料2)

政策評価に関する有識者会議メンバー

平成17年8月1日現在

	翁	百合	(株)日本総合研究所主席研究員
座	長	片田哲也	(株)小松製作所顧問
		神作裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		関哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
		田辺国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		富田俊基	中央大学法学部教授
		吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

[計 7名]

(敬称略・五十音順)

(参考資料3)

端的な結論の一覧（平成16年度）

(金融機能の安定)

政策名		端的な結論
1	主要行の不良債権処理の促進	これまでの取組み（金融再生プログラム等の諸施策の着実な実施）により、政策は達成されました。
2	リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。
3	リスクに対応した実効性のある検査の実施	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
4	効果的なオフサイトモニタリングの実施	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組み（金融機関の財務の健全性や業務の適切性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組み）の充実・改善や新たな施策等の検討を行う必要があります。
5	早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用等	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
6	資本増強行の経営の健全化	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
7	金融機能強化法の適切な運用	政策の達成に向けて成果（制度整備等）が上がっており、今後もこれまでの取組み（申込みがあった場合は、法令等に基づき適切な対応）を進めていく必要があります。
8	システムトラブルへの適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化（フィッシング等のネット犯罪）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
9	システムリスクの未然防止	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。
10	ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
11	円滑な破綻処理のための態勢整備	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（預金等定額保護下での破綻処理を円滑に進めるため、名寄せデータの精度の維持・向上や関係機関との連携を強化する等）や新たな施策の検討等を行う必要があります。
12	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

13	新興市場国の金融当局への技術支援	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化（アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
----	------------------	---

(預金者、保険契約者、投資者等の保護)

	政策名	端的な結論
14	投資サービスに関する制度整備	現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施（「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業の実施）されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。
15	保険をめぐる諸問題への適切な対応	現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施（制度の円滑な施行に向けた取組み等）されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。
16	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融庁ホームページの積極的なPR、掲載情報の充実及び利用者利便の向上を図るとともに、様々な機会・媒体を活用し、内外に対し正確な情報発信を行うことにより、金融行政に関する適切な理解の一層の促進に努める。また、国民への金融知識普及活動については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に、学校段階からの金融分野の教育の推進等をより一層充実する。）必要があります。
17	金融分野における個人情報保護のための適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討を行う必要があります。
18	証券取引法に基づくディスクロージャの充実	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
19	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
20	公認会計士監査制度の充実・強化	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
21	電子取引・カード取引のセキュリティ向上についての指導及び情報提供	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組み（最終報告書において指摘のあった、システム・セキュリティ対策について、標準・評価基準を整備し、その運営等も含め監査・評価する仕組みのあり方の検討を行うための検討会の設置等）の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
22	利用者保護の観点からの厳正で実効性のある検査の実施	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります（平成17検査事務年度において、重点事項として掲げられていることも踏まえ、適切に対応していく必要がある。）。

23	金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
24	貸金業者に対する的確な監督	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
25	証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、証券市場に対する投資者の信頼を確保するため、市場監視の徹底及び体制の充実・強化を図り、新たな調査・検査権限を円滑に運用していくための体制の整備の実施等）を行う必要があります。
26	証券市場に対する監視機能の強化	現時点では成果の発現は予定されていませんが（課徴金制度は17年4月施行のため）、政策の達成に向けた制度構築等（政令・内閣府令の整備、課徴金制度の運営及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大のための体制整備、違反の調査等）が行われており、引き続きこれまでの取組み（課徴金の対象となる違反の調査、証券取引等監視委員会による証券会社等に対するより実効的・効率的な検査）を進めていく必要があります。

（円滑な金融等）

政策		端的な結論
27	個人投資家の参加拡大	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、証券市場の構造改革に対する取組み等）を行う必要があります。
28	証券市場等の機能拡充	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
29	証券決済システムの改革	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（「証券市場の改革プログラム」等を踏まえ、統一的証券決済法制の完成に向けて、法令面の整備や新制度へのスムーズな移行を促す施策）を進めていく必要があります。
30	中小企業金融の円滑化	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、（中小企業金融の円滑化に向けた）取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
31	地域再生施策との連携	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
32	郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対応	現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。
33	規制改革の着実な実施	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組み（規制改革・民間開放に向けた取組み）の有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

34	金融行政の透明性の向上に向けた情報発信	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
35	証券仲介業の解禁に伴う新規参入への適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。
36	信託制度の整備	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（課題についての検討等）を進めていく必要があります。
37	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化	政策の達成に向けて成果が上がっています（疑わしい取引の届出件数は年々増加し、情報の質にも向上が見られる）が、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議等に積極的に参加する）必要があります。
38	ヤミ金融業者等による不正な預金口座利用に対する厳正かつ適切な対応	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

（業務支援基盤整備に係る政策）

政策		端的な結論
1	専門的研修の実施	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（金融環境の変化に的確に対応すべく、効果的かつ効率的な研修の実施）を行う必要があります。
2	民間との情報交流	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
3	行政事務の電子化	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。
4	専門性の高い調査研究の実施	政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

（「金融重点強化プログラム」(仮称)の策定）

政策		端的な結論
1	バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却した金融行政への積極的転換を図ること	これまでの取組み（「金融改革プログラム」（16年12月）及び「工程表」（17年3月）の策定・公表）により、政策は達成されました。